

ゴミ処理手数料を見直します

5つのポイントを紹介

7月からゴミ処理手数料が変わります。
ごみの減量とリサイクルは、私たちが今できる環境問題への身近な取り組みです。

今回の見直しは、有料化の対象を不燃ごみにも拡大して、ごみの減量やリサイクルをさらに進めようとするためのものです。舞鶴の環境をより良いかたちで次の世代に継承し、市民の将来的なごみ処理の費用負担をできるだけ小さくするため、ご理解とご協力をお願いします。

《生活環境課》

POINT 01 ゴミ処理手数料

不燃ごみのうち「ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみ」の排出には「指定ごみ袋(有料)」が必要になります。また、可燃ごみの指定ごみ袋の料金も上がります。価格は下表のとおりです。

	袋の区分	価格(10枚あたり)	
		改正後	改正前
可燃ごみ(家庭用)	10%	100円	80円
	20%	200円	170円
	30%	300円	260円
	45%	450円	400円
可燃ごみ(事業用)	90%	900円	790円
	45%	450円	400円
	75%	700円	620円
埋立ごみ(新規)	90%	900円	790円
	20%	200円	なし
	30%	300円	なし
ペットボトル、 プラスチック容器包装類(新規)	45%	450円	なし
	20%	160円	なし
	30%	240円	なし
	45%	360円	

POINT 02 ペットボトル、プラスチック容器包装類を月2回収集

家庭ごみの中でも排出量が多く、保管スペースをとるペットボトルとプラスチック容器包装類の収集が月2回になります。

- ◆現在の不燃ごみ集積所と同じ場所で収集
- ◆ペットボトルとプラスチック容器包装類はそれぞれ分別して指定ごみ袋で
- ◆収集日は、令和3年度版「舞鶴市ごみ分別ルールブック」(3月発行予定)でお知らせ
- ◆月2回の収集に伴い、ペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収ボックスを廃止(紙類(資源ごみ)、使用済小型家電の拠点回収ボックスは継続)

不燃ごみ収集日	第1月曜	第1火曜	第1水曜	第1木曜	第1金曜
ペット・プラ容器類のみ収集日	第3月曜	第3火曜	第3水曜	第3木曜	第3金曜

▲収集日の組み合わせ(例)



▶廃止する回収ボックス

▶継続する回収ボックス

POINT 04 在宅医療で発生するごみの排出支援

在宅医療で発生する点滴・透析バッグなど、プラスチック製のごみについて、次のとおり排出方法を変更します。

- ◆可燃ごみとして地域の可燃ごみ集積所に出せるように
- ◆吸たん機などの機器類についても不燃ごみ集積所に出せるように
- ◆おむつ専用ごみ袋と同様に、申請で専用ごみ袋を配布(1人年間100枚、腹膜透析バッグ利用者は200枚)
- ※生活環境課、西支所、加佐分室、各公民館で申請可

POINT 03 高齢者などのごみ出し支援戸別収集

自分でごみ出しができない高齢者や障害のある人で、ホームヘルプサービスを利用し、一定の要件を満たす人を対象に、収集業者による戸別収集を実施します。

- ※粗大ごみや引っ越しに伴う大量のごみは対象外
- ◆料金の目安は1か月500円(税別)
- ◆可燃ごみを週1回、不燃ごみと紙ごみを月1回収集
- ◆利用料金は月ごとに利用者が収集業者へお支払いを

POINT 05 搬入受付手数料

清掃事務所とリサイクルプラザへごみを直接持ち込む際は、右表のとおり受付手数料が必要になります。

ごみ処理施設(搬入場所)	手数料
清掃事務所	1回200円
リサイクルプラザ	1回400円

◆家庭ごみは、指定ごみ袋でなくても搬入できます

〈清掃事務所への直接搬入〉

中身の見える透明・半透明な袋(90%サイズまでの袋)で出してください。事業所のごみは引き続き指定ごみ袋に入れて出してください。

〈リサイクルプラザへの直接搬入〉

ペットボトルとプラスチック容器包装類は無色透明な袋、埋立ごみは中身の見える透明・半透明な袋で出してください。

◆次の理由で地域の集積所にやむを得ず排出できない場合は、搬入受付手数料を免除します。この場合は、指定ごみ袋に入れて搬入してください。

◆仕事や通院などで朝8時までにごみを排出できず、申請者以外の同居人にも同様の排出できない理由がある場合(事前に清掃事務所、リサイクルプラザへの登録が必要)

◆次の場合は搬入受付手数料は不要です

- ◆古紙のみを搬入する場合
- ◆「紙おむつ類」「在宅医療で発生する一部のごみ」のみを専用ごみ袋で搬入する場合

教えて! Q & A

Q 新たなごみ処理手数料の収入はどのように使われるの?

A 手数料収入はごみ袋の作製ごみの収集・運搬、焼却などごみ処理費用に使われます。

Q 不燃ごみの手数は1か月あたりどれくらいの負担になるの?

A 市のごみ量をもとに試算すると、2人世帯で1か月にペットボトルを1袋、プラスチック容器包装類を2袋、埋立ごみを1袋出す場合、153円の負担となります。袋のサイズ、店頭回収の利用などで家計への負担は小さくなります。

Q 指定ごみ袋はどこで買えるの?

A 市内のスーパーやホームセンターなどの舞鶴市指定ごみ袋取扱店で販売します。販売開始は5月頃です。
Q 指定ごみ袋以外の袋で不燃ごみ集積所に出された不燃ごみはどうなるの?
A 収集しません。注意喚起のため、収集できない理由を示したシールを貼り、不燃ごみ集積所に取ります。

Q 搬入受付手数料の支払いにクレジットカードやキャッシュレス決済は使えないの?

A 現金か回数券となります。回数券は7月1日から販売します。

Q 缶やびん、金属、有害ごみは?

A 今回の有料化の対象ではありません。ごみ集積所へのごみの出し方や収集回数はこれまでのとおりです。

Q 指定ごみ袋に入れて、施設にごみを持ち込む場合も搬入受付手数料はかかるの?

A 指定ごみ袋で持ち込まれた場合も搬入受付手数料はかかりませんので、ご注意ください。

Q 自治会に加入していない人へはどう周知するの?

A 窓口でチラシを配布するほか、ホームページ、メール配信などでも周知します。要望があれば必要部数のチラシをお渡しします。

Q 有料化などで不法投棄が増えませんか?

A 不法投棄防止パトロールや啓発看板の提供などを継続して実施します。

